

蓄電システム 交付申請時 確認事項 令和4年度

下記チェック項目で、全ての書類がそろっていることを確認して下さい。
書類が不備の場合は、受付せず返却しますのでご注意ください。

チェック	①・⑧ ⇒ 市の様式を使用して申請者が作成する書類。
	②～⑦ ⇒ 申請者が用意する書類。
	① 補助金交付申請書（様式第1号） 裏面も必ず記入してください。
	② 工事請負契約書（写）、売買契約書（写）又は注文請書（写） 契約日、対象システムの購入内容及び工事期間等が確認できるもの。注文書のみは不可。
	<small>たいのう なし しょうめい しょ</small> ③ 滞納無証明書（原本） 市税の滞納がないことを確認するための証明書。 証明書発行窓口で「滞納無証明書」「家庭用蓄電システム補助金用」と申請ください。 なお、市外在住者など姫路市から課税されておらず滞納無証明書が発行されない方は、「課税状況調査同意書」を提出ください。
	④ 申請者の身分証明書等の写し 運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きの証明書の写し 顔写真の無いものは、2点以上の写し 詳しくは、「証明書の写しの添付について」参照
	⑤ 設置箇所の現況を示す写真（設置前のもの） ・建物全体 ・蓄電システムの設置予定部分 ※申請前、概ね2週間以内のカラー写真で、日付を入れること。 （新築の建設前は、更地等の写真も可） ※実績報告時、この写真と比較することで、「蓄電システムが設置したこと」が確認できる必要があります。
	⑥ 蓄電システムのカタログ及び配置図 蓄電システムのメーカー名、型式、蓄電容量が確認できるカタログと設置場所が確認できる図面（間取り図でも可） ※太陽光パネルを新設する場合は、パネルの仕様が確認できるカタログを添付すること。
	⑦ 太陽光モジュールの現状を示す写真（既に設置されている場合） 太陽光パネル等が設置されていることが確認できること。 ※申請前、概ね2週間以内のカラー写真で、日付を入れること。
	⑧ 市内工事請負契約業者の同意書

書類は返却できませんので、コピーをとっておいて下さい。